

食品安全委員会遺伝子組換え食品等

専門調査会第53回会合議事録

1. 日時 平成19年10月9日(火) 14:00 ~ 14:29

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

(1) 専門委員の紹介

(2) 専門調査会の運営等について

(3) 座長の選出

(4) その他

4. 出席者

(専門委員)

五十君専門委員、石見専門委員、宇理須専門委員、小関専門委員、
鎌田専門委員、橋田専門委員、澤田専門委員、澁谷専門委員、
手島専門委員、丹生谷専門委員、飯専門委員、山川専門委員、
山崎専門委員、和久井専門委員、渡辺専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、畑江委員、本間委員

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、
猿田評価調整官、鶴身課長補佐、浦野係長

5. 配布資料

資料1 専門委員職務関係資料

6. 議事内容

猿田評価調整官 定刻になりましたので、ただいまより、第 53 回「食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

本日の調査会は、公開で行います。

なお、10月1日付けをもちまして、専門調査会の専門委員の改選が行われ、本日は改選後最初の会合に当たりますので、座長が選出されるまでの間、事務局の方で議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、食品安全委員会委員長よりごあいさつがございます。見上委員長、よろしくお願いいたします。

見上委員長 このたび、食品安全委員会の専門委員を御承知いただき、誠にありがとうございました。

皆様方におかれましては、内閣総理大臣より、平成 19 年 10 月 1 日付けで食品安全委員会の専門委員として任命される所であり、その属するべき専門調査会につきましては、委員長が指名することになっておりますことから、私の方から遺伝子組換え食品等専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。何とぞよろしくお願いいたします。

辞令につきましては、封筒の中に入れて、お手元にお届けしてありますので、後ほど御覧ください。

さて、皆様の御承知のとおり、平成 15 年 7 月に食品安全基本法に基づき「食品安全委員会」が内閣府に設置され、4 年あまりが経過しました。これまでの間、私を含め、7 人の委員で、毎週木曜日にさまざまな事案につきまして公開で議論してまいりました。専門調査会につきましては、これまで各分野における専門的な事項について調査審議を行っていただいているところですが、10 月 1 日からは 14 の専門調査会の体制の下で、皆様方を始めとして、総勢約 200 名の方々に御活躍していただくことになっております。

その中で、遺伝子組換え食品等専門調査会は 15 名の専門委員の方々におかれましては、遺伝子組換えを行って生産される種子植物や食品添加物の安全性評価を行っていただくこととなります。

皆様方におかれましては、これまでの知識や御経験を十分生かし、御審議をお願いできればと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

猿田評価調整官 ありがとうございました。

次に、本調査会の担当委員の長尾委員にごあいさつをお願いいたします。

長尾委員 長尾です。

今回、今、委員長からお話がありましたように、専門委員への就任をお引受けいただきまして、

ありがとうございます。

この専門調査会も 53 回目ということで、過去 52 回やって、55 件の遺伝子組換え食品の安全についての安全性評価を処理してきたということになります。私の印象では、この専門調査会は非常に議論が活発で、内容も非常に高度だと思っておりますので、今後、今までと少し違うような機能を持ったものも出てくると思いますけれども、これまでどおり活発な御議論をいただきまして、是非よろしくお願いいたします。

ごあいさつは、以上です。

猿田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、お手元に配付してございます議事次第に基づきまして、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿、資料 1 「専門委員職務関係資料 各専門調査会共通」でございます。

資料 1 以外の参考資料につきましては、紙のファイルにとじまして、専門委員の皆様のお机の上に置かせていただいております。本ファイルにつきましては、調査会終了後回収させていただき、次回また配付させていただきます。

配付資料の不足等ございませんでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

まず、議題 1 として、専門委員の御紹介をさせていただきます。配付資料の専門委員名簿に基づきまして、五十音順に紹介させていただきます。

なお、今回新たに就任されました専門委員におかれましては、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。

それでは、左から、五十君静信専門委員でございます。

石見佳子専門委員でございます。

石見専門委員 このたび、初めて専門委員の拝命を受けました、石見と申します。よろしくお願いいたします。

栄養研究所ですので、栄養関係、アレルギー関係の方の担当になるかと思えます。よろしくお願いいたします。

猿田評価調整官 ありがとうございます。

宇理須厚雄専門委員でございます。

小関良宏専門委員でございます。

鎌田博専門委員でございます。

鎌田専門委員 筑波大学遺伝子実験センターの鎌田と申します。私も今日からこの専門調査会初めてということでございます。

昔、厚生労働省の時代に遺伝子組換え食品の安全性のことをずっとやっておりましたので、何らかの知識が生かせればと思いますので、よろしく願いいたします。

猿田評価調整官 ありがとうございます。

橘田和美専門委員でございます。

澤田純一専門委員でございます。

澁谷直人専門委員でございます。

手島玲子専門委員でございます。

丹生谷博専門委員でございます。

飯哲夫専門委員でございます。

飯専門委員 飯でございます。よろしく願いいたします。

私は、農業生物資源研究所の植物科学領域長であります。まさに GMO 開発が 1 つの大きなミッションになっているところなので、かなり深く将来的には関わるような仕事をしておりますので、一緒に勉強をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

猿田評価調整官 ありがとうございます。

山川隆専門委員でございます。

山崎壮専門委員でございます。

和久井信専門委員でございます。

和久井専門委員 和久井でございます。

本日、初めて拝命を受けました。毒性学と病理学の方を専門とさせていただいております。よろしく願いします。

猿田評価調整官 渡辺雄一郎専門委員でございます。

ありがとうございます。

また、本日は、食品安全委員会の委員にも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

冒頭でごあいさついただきました、見上委員長でございます。

小泉委員でございます。

長尾委員でございます。

廣瀬委員でございます。

畑江委員でございます。

本間委員でございます。

最後に、事務局の御紹介をさせていただきます。

齊藤事務局長でございます。

日野事務局次長でございます。

北條評価課長でございます。

10月1日付けで、吉富の後任として着任しました、鶴身課長補佐でございます。

浦野係長でございます。

最後に、私、評価調整官の猿田でございます。よろしくお願いします。

今後とも、どうぞよろしくお願いします。

それでは、議事2に移らせていただきます。

浦野係長 私の方から、議事2「専門調査会の運営等について」ということで、資料1の「専門委員職務関係資料」を各先生方のお手元にお配りさせていただいております。再任の先生方にはあれだと思っておりますが、若干簡単に必要事項の説明をさせていただきます。

1、2ページは「1 食品安全基本法について」ということでございまして、この法律の目的並びにリスク分析手法の導入とそれに付随することが書かれております。

4ページ目は「3 委員会の所掌事務」でございまして、食品安全基本法の第23条で定められております。

主な内容といたしましては、食品健康影響評価の実施。

評価結果に基づいた行政対応の確保。

リスクコミュニケーションの推進。

食品安全全般についての意見具申。

この4点が、委員会の主な所掌事務として定められております。

6、7ページは、今、御説明したことを具体的に説明を差し上げているところでございます。

8ページ目は「4 委員会の権限」と「5 専門委員」でございます。

先生方皆様は専門委員でございます。第36条で「委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる」となっておりまして、専門委員は学識経験者がある者のうちから、内閣総理大臣が任命するということになっております。

また、専門委員は非常勤であると定められております。

10ページ目は、もう既に何回も見た図かと思えますけれども、リスク管理機関とリスク評価機関との関係を示している図でございます。

12、13ページは「2 専門調査会の調査審議について」ということで、14ページに表がござい

ますので、そちらを御覧いただければと思います。

食品健康影響評価に対する審議手順ということですが、まずはそれぞれリスク管理機関でございます。厚生労働省、農林水産省、環境省から、食品安全委員会への意見聴取という資料が送付されてくるということでございます。

この遺伝子組換え食品等専門調査会の場合、主には厚生労働省及び農林水産省から提出されるということでございます。

委員会は諮問を受けた場合、そのリスク管理機関から説明を受け、審議を行った上で専門事項に関して調査審議を専門調査会に対し検討を依頼するということでございます。

専門調査会は、審議を数回重ね、評価書（案）の作成を行うということでございます。

できました評価書（案）については、国民からの意見・情報の募集を食品安全委員会に報告した後、国民からの意見・情報の募集を30日間行うということでございます。

これを行った結果、必要に応じて、更に専門調査会で審議をし、評価書（案）の修正を行う場合もございますけれども、意見がない場合は、本委員会の方に専門調査会からの審議結果の報告を行います。

結果報告されたものを親委員会の方で審議し、評価結果の決定を行い、それぞれのリスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省の方に評価結果を通知するということでございます。

以上が専門調査会の流れになっております。

12ページ「第2 組織及び運営の一般原則」でございます。

「各専門調査会に属すべき専門委員は委員長が指名すること」。

「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任すること」。

「座長に事故があるときその職務を代理する者（座長代理）を、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名すること」となっております。

「第3 調査審議に当たって特に留意すべき事項」といたしましては、利害関係者の除斥ということございまして、審議の公平さの疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員は、「食品安全委員会における調査審議方法について」に基づき、専門調査会の判断により調査審議から除斥（調査審議の会場からの退室、発言の制限等）が行われるということでございます。

また、当専門調査会については、個人の秘密とか企業の知的財産等が開示される特定の者に不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則として公開をすることとなっております。

当遺伝子組換え食品専門調査会については、大半が企業の知的財産に属することを審議することから、大半が非公開での審議とされております。

15ページが、今、読み上げました専門調査会の運営規程になっております。

17 ページが、専門調査会の一覧でございます。ここに書いてありますのは、評価を行います 11 の専門調査会がございまして、当専門調査会は下から 3 つ目の「遺伝子組換え食品等専門調査会」でございます。

18 ページは「 食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

御注意をいただきたいのは、そこに書いてありますとおり、出された資料が仮に先生方がその申請資料を作成した場合とか、申請者から研究費を受けている場合などは、専門調査会の座長に申し出をし、専門調査会が認める場合以外は意見を述べる事ができないと規定されております。

19 ページは「 食品安全委員会の公開について」でございます。

1 番の会議の公開というのは、先ほど申し上げたとおり、不利益をもたらす場合は非公開です。非公開の調査会でも、その議事録に関しては、発言者氏名を除いた議事録を公開し、更に開催日から起算して 3 年後には、発言者を含む議事録を公開すること等が書かれております。

20 ページ以降は「 3 専門調査会の調査審議以外の業務について」ということで、リスクコミュニケーションだとかモニター会議とか、国際会合への出席等々が記載されております。

あとは、お時間があるとき等に読んでいただければと思います。

先生方に詳しく御説明をさせていただきたいのが、32 ページ「 6 専門委員の服務について」でございます。

そこにも書いてありますとおり、専門委員は非常勤の職員とはいえ、国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければならないということでございます。

「 1 サービスの根本基準（法第 96 条）」。

「 2 法令及び上司に従う義務（法第 98 条第 1 項）」。

「 3 争議行為等の禁止（法第 98 条第 2 項）」。

「 4 信用失墜行為の禁止（法第 99 条）」。

「 5 秘密を守る義務（法第 100 条）」。

「 6 職務に専念する義務（法第 101 条）」。

「 7 サービスに関する規定に違反した場合の処分（法第 82 条）」がでございます。

ここで特に先生方に事務局としてお願いしたい事項といたしましては、専門委員の皆様方はいろいろ各方面で御活躍されていまして、当専門調査会以外の場においても専門委員としての立場ではなくて、個人の専門家としていろいろな食品安全に関して個人的見解を公表されることもあるかと思っております。決して専門委員であることで、専門家としての自由な御発言が妨げられるものではないでございますけれども、過去に専門家の個人的な見解があたかも食品安全委員会の見解であるような誤解を与えているということ等が、国会等で指摘を受けたことがございました。

そのため、専門委員の先生方におかれましては、個人的見解を公表する場合には、食品安全委員会の見解であるかのような誤解を招かないように専門委員の肩書きを使わず、食品安全委員会とは異なる見解であるということを明確に述べる等していただいて、外部の人に常に説明できる対応をお願いしたいということを事務局からお願いしたいと思います。

34 ページ以降は「7 食品健康影響評価技術研究について」ということで、今まで当委員会の方でリスク評価の研究等の公募をやっておりまして、平成 17 年度、18 年度に採択された課題とか、食品総合情報システムのこと等が載っております。

38 ページに、食品安全委員会事務局の組織図がございまして、評価課の新食品等のセクションで、遺伝子組換え食品等専門調査会を担当させてもらっておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

猿田評価調整官 それでは、御説明した内容について御確認いただきまして、また御留意いただきまして、専門委員をお務めいただきたく存じます。

次に、本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。座長の選出につきましては、食品安全委員会専門調査会運営規程第 2 条 3 項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。

いかがでございましょうか。

小関専門委員 これまで第 1 回から参加されて、御経験も深い澤田専門委員が適切ではないかと思えます。

猿田評価調整官 ありがとうございます。ほかにございませうでしょうか。

宇理須専門委員、どうぞ。

宇理須専門委員 澤田専門委員は、長くこの専門委員をやっておられますので、一番適任ではないかと思えます。

猿田評価調整官 ありがとうございます。

ただいま、小関専門委員、宇理須専門委員から、澤田専門委員を座長にという御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

猿田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に澤田専門委員が互選されました。澤田専門委員、座長席にお移りいただきたく思います。

(澤田専門委員、座長席へ移動)

猿田評価調整官 それでは、以降の議事進行を澤田座長にお願いいたします。

澤田座長 御推挙いただきまして、ありがとうございました。組換え食品に関しまして、国内及び国際的な動向をいろいろ考えますと、今後の責任の重大さを痛感している次第であります。

今後とも、本専門調査会のアクティブかつ円滑な運営に努めていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事の進行を引き継がせていただきますが、私の方から提案をさせていただきます。

まず、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとあります。

したがいまして、私の方から座長代理といたしまして、鎌田専門委員にお務めいただきたく、指名させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(拍手起こる)

澤田座長 ありがとうございます。

それでは、鎌田専門委員、一言ごあいさつがもしあればお願いします。

鎌田専門委員 先ほど言いましたように、昔、厚生労働省の時代に組換え食品などをやっていたので、そういう知識をできるだけ生かしながらと思っておりますけれども、基本的には澤田先生が何事もなく常に来ていただけるということを願っております。よろしくをお願いいたします。

澤田座長 どうもありがとうございました。

以上で、第53回遺伝子組換え食品等専門調査会を終了いたします。

それでは、大体15分後ということですので、2時45分から非公開で第54回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。